

政府首相

ベトナム社会主義共和国

独立 - 自由 - 幸福

No.693/TTg-CN

風力発電プロジェクトの電力
開発マスタープランへの追加
に関して

ハノイ, 2020年6月9日

送付先: 商工省

風力発電プロジェクトのマスタープランへの追加に関する2020年3月19日付 No.1931/BCT-ĐL 及び2020年5月8日付 No.3299/BCT-ĐL 公文書による商工省の提案に関する報告を審査し; 再生可能エネルギーの開発及び経済安全保障に関連する多くの問題に関する政府常務会議の結論(2020年2月7日付首相府通知 No.14/TB-VPCP)を鑑み; 2019年12月2日付計画法第59条第1項cの規定による国家レベルのマスタープラン, 広域マスタープラン及び(地方政府の)省マスタープランを統合する各マスタープランのリストに関する政府決議 No.110/NQ-CP を鑑み, 政府首相は以下の意見を有する:

1. 2023年までの運転開始が計画されている多くの大容量規模の石炭火力発電所の投資・建設の進捗の遅延により, 仮に適した運営及び適宜を得た解決方法を有しない場合, 国家電力システムは極めて大きな電力不足の危機に直面する見込みである。そのため, 上述した公文書による商工省の提案のとおり, 風力発電マスタープランの追加の方針に同意する。

商工省は, 以下の責務を負う; 規定に従って風力発電プロジェクトの電力開発マスタープランへのレビュー及びアップデートを実施し, 公開, 透明性, 一貫性, 科学的, 電源と送電線の同期, 及び共通の経済効果に関する要求を確保する; プロジェクトの“(承認を)申請する - (承認を)与える”という状況を発生させないようにするため, 受動的になることを断固として防止する。

2. 商工省

a) 風力発電プロジェクトの規定に沿った十分な条件が, 風力発電開発の潜在的な可能性及び利点, 並びに容量を解放する可能性のある(当館注:「送電能力を有する可能性のある」の意と考えられる)一方で現在プロジェクトが少ない地方に合致し, 国のための電力供給源の追加の加速化を実現する開発可能性がある場合にマスタープランの追加を検討及びレビューするため, 政府首相, 中央機関及び国会に送付された地方の風力発電マスタープランの追加に関する提案を速やかに処理する。

2020年5月18日付 No.3861/VPCP-CN, 2020年5月15日付 No.3827/VPCP-CN, 2020年5月7日付 No.3609/VPCP-CN 及び2020年3月31日付 No.2492/VPCP-CN の各首相府公文書におけるチン・ディン・ズン副首相の指導に従い, 地方のエネルギー開発及び風力発電マスタープランの追加に関する緊急性を有する問題に関し, 中央経済委員会及び国会経済委員会の提案を処理するため, 政府首相への報告を速やかに行う。

b) 2045 年を見据えた及び 2021 年から 2030 年までの国家電力開発マスタープラン（第 8 次電力開発マスタープラン（PDP8））の立案を加速化し，政府首相が規定に従って検討及び承認をし，国家電力開発マスタープランを主導的に管理する基礎とするため，2020 年 10 月 31 日までに政府首相に提出する。

c) 2020 年 5 月 19 日付 No.3913/VPCP-CN 政府首相公文書における指導に従い，風力発電プロジェクトの固定価格メカニズムを延長する提案に関して，各省庁及び関係機関の意見を受け止めるとともに研究を速やかに行う；政府首相が検討し，承認するよう，政府首相に報告する。

d) 法律の規定に正しく従って風力発電プロジェクトの投資・建設過程を綿密に管理するため，関係する地方とともに共働する；早期に運転開始をし，国のための電力供給源を補充するため，計画されているプロジェクトにとっての障壁を適宜に解決する。

宛先:

- 上記のとおり；
- 政府首相，各政府副首相；
- 各省庁：計画投資省，財政省，建設省，天然資源・環境省，農業・農村開発省，交通運輸省，公安省，国防省；
- 国家資本管理委員会；
- ベトナム電力公社（EVN）；
- 首相府：官房長官，官房副長官，政府首相補佐官，情報通信部長，各庁・局，直轄ユニット，官報；
- 保管: VT, CN (2) . nvq 9

**首相代理
副首相**

(署名)

チン・ディン・ズン

(注) 法的効力を有するのはベトナム語の法令自体であり，仮和訳はあくまでその理解を助けるための参考資料です。本資料の利用に伴って発生した問題について，一切の責任を負いかねますので，法律上の問題に関してはベトナム語の法令を参照してください。